

総行安第23号
令和3年3月31日

各都道府県総務部（局）長
(公務災害担当課扱い)
(市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市人事主管局長
(公務災害担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件他5件の一部改正について(通知)

下記の6件の告示について、別添告示のとおり本日改正され、令和3年4月1日から施行されますので通知します。

地方公務員災害補償法第69条第3項の規定においては、地方公共団体及び地方独立行政法人が定める補償の制度は、同法及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであつてはならないとされていることから、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知くださるようお願いします。

記

1 令和3年総務省告示第131号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成3年自治省告示第74号）

2 令和3年総務省告示第132号

地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第57号）

3 令和3年総務省告示第133号

地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件（平成4年自治省告示第58号）

4 令和3年総務省告示第134号

地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件（平成4年自治省告示第59号）

5 令和3年総務省告示第135号

地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成8年自治省告示第95号）

6 令和3年総務省告示第136号

地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件（平成31年総務省告示第165号）

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）

総行安第23号
令和3年3月31日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件他5件の一部改正について(通知)

下記の6件の告示について、別添告示のとおり本日改正され、令和3年4月1日から施行されますので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

1 令和3年総務省告示第131号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令第3条第1項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件(平成3年自治省告示第74号)

2 令和3年総務省告示第132号

地方公務員災害補償法第2条第9項及び地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件(平成4年自治省告示第57号)

3 令和3年総務省告示第133号

地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件(平成4年自治省告示第58号)

4 令和3年総務省告示第134号

地方公務員災害補償法第36条第2項第2号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項及び第2項並びに附則第5条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件(平成4年自治省告示第59号)

5 令和3年総務省告示第135号

地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件(平成8年自治省告示第95号)

6 令和3年総務省告示第136号

地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件(平成31年総務省告示第165号)

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話: 03-5253-5560 (直通)

1
この告示は、令和3年4月1日から施行する。
2 この告示による改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則

備考 表中の「」の記載は注記である。

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期间の区分		率
〔略〕		
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで		〔略〕
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで		一・〇〇

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期间の区分		率
〔同上〕		
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで		〔同上〕
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで		一・〇〇

○総務省告示第百三十一号
外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改

正

後

改

正

前

総務大臣 武田 良太

○総務省告示第百三十二号
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。
令和三年三月三十一日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正	後	前	
		期間の区分	率
	【略】	【略】	
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日まで			
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十日まで	一・〇〇	一・〇〇	
	【同上】	【同上】	
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日まで			
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十日まで	一・〇〇	一・〇〇	

備考 表中の「」の記載は注記である。

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
 2 この告示による改正後の規定は、令和三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則

○総務省告示第百三十三号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改

正

後

改

正

前

総務大臣 武田 良太

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、〇八一円	一三、三八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、五八九円	一三、三八四円
二十五歳以上三十歳未満	六、一六四円	一四、三三二円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七円	一七、一六三円
三十五歳以上四十歳未満	六、八五四円	一九、四〇七円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇七〇円	二二、六〇一円
四十五歳以上五十歳未満	七、二〇八円	三二、七六〇円
五十歳以上五十五歳未満	二五、三〇八円	三五、三〇八円
五十五歳以上六十歳未満	二五、〇九三円	六、五八三円

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九八一円	一三、三四二円
二十歳以上二十五歳未満	五、五四三円	一三、三四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇五一円	一四、一五七円
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一七、一〇四円
四十歳以上四十五歳未満	六、七八三円	一九、三二〇円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三二円	二一、二三五円
五十歳以上五十五歳未満	七、〇八六円	二三、二六六円
五十五歳以上六十歳未満	二五、五一五円	二五、五〇三円

六十歳以上六十五歳未満	五、四二〇円	二〇、八七〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一五、二五八円
七十歳以上	一三、三八四円	
六十歳以上六十五歳未満	五、三二五円	二〇、五一二円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一四、九八〇円
七十歳以上	一三、三四二円	

附則

2 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
 この告示による改正後の規定は、令和三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十四号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

正 後

改 正

前

一 地方公務員災害補償法第三十六条第二項第一号及び地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項の総務大臣が定める率は、別表第一の上欄に掲げる年度の分として支給された遺族補償年金及び障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。ただし、遺族補償年金及び障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金については、別表第二の上欄に掲げる年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金についても、別表第二の上欄に掲げる率とする。

二 地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第二項及び附則第五条の総務大臣が定める率は、別表第二の上欄に掲げる障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金及び遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

別表第一

年 度 の 区 分	率
【略】	【略】
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇

別表第二

年 度 の 区 分	率
【略】	【略】
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇

別表第一

年 度 の 区 分	率
【同上】	【同上】
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇

別表第二

備考

表中の「」の記載は注記である。

附 則

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。

総務大臣 武田 良太

○総務省告示第百三十五号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改

正

後

改

正

前

総務大臣 武田 良太

地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護をする状態	一一の月に介護をする費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万六百五十円を超えるときは、十七万三千六百五十円）
常時介護をする状態	一一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が七万三千九千円以下であるときに限る。）	月額七万三千九千円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が七万三千九千円以下であるときに限る。）
常時介護をする状態	一一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	月額七万三千九千円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が七万三千九千円以下であるときに限る。）

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護をする状態	一一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千七百八十円を超えるときは、八万五千七百八十円）	月額七万三千九千円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千七百八十円を超えるときは、八万五千七百八十円）
常時介護をする状態	一一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	月額三万六千五百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が三万六千五百円以下であるとき限り。）
常時介護をする状態	一一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が三万六千五百円以下であるとき限り。）	月額三万六千五百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が三万六千五百円以下であるとき限り。）

附則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- この告示による改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十六号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百六十五号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

	改	正	前
	改	正	後
地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる 補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。			
		補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	
			額
			〔略〕
	〔略〕		
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで			
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで			
		三千九百七十円	
			三千九百七十円
地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる 補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。			
		補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	
			額
	〔同上〕		
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで			
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで			
		三千九百七十円	
			三千九百七十円

備考 表中の「」の記載は注記である。

この告示は、令和三年四月一日から施行する。